

業務プロセス改革計画の概要

府省名：法務省

手続分野名	登記関係手続		手続数	5手続
主な手続	① 不動産登記の申請 ② 不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等 ③ 商業登記（株式会社）の申請 ④ 商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等 ⑤ 成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求		主たる利用者	司法書士及び土地家屋調査士
成果指標 ・目標 （※様式3に記載された全ての指標を記載ください。）		成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）
	①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間 オンライン申請に係る利用者の満足度	主たる利用者である司法書士及び土地家屋調査士の団体である日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に、オンライン申請（情報入力）に要する平均的な時間について確認をしたところ、その申請（請求）内容によって、申請（請求）情報の入力に要する時間が区々であることから、平均的な時間を算出することは困難であるとのことであった。 満足度 76%（平成 22 年度）	今後も、引き続き利用者の意見を取り入れ、申請（請求）情報の入力に要する時間の効率化に努めてまいりたい。 基準値以上（平成 25 年度）
	②行政運営の効率化に関する指標	業務処理に要する行政コストに関するもの	1 件当たり：28 円 （平成 23 年 7 月）	基準値よりも減少（平成 25 年度）
		業務処理に要する時間や業務量に関するもの	1 件当たり：0.000067 人 （平成 23 年 7 月）	基準値よりも減少（平成 25 年度）
	③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率	61.66%（平成 22 年度）	71%（平成 25 年度）
④その他				
取組の基本的な考え方等	登記関係手続のオンライン申請（請求）は、利用者の利便性の向上に資することから、オンライン申請（請求）の利			

主な視点		取組事項及び実施時期	今後の課題・ユーザー要望等
① 手続の必要性の見直し	申請等の行為の不要化、関連する手続との統合、手続を行う頻度・回数等の軽減、許認可等の有効期間の延長、提出期限の見直し等	該当なし	
② 申請に必要な書類の削減・簡素化	申請書等の簡素化、添付書類の提出に係る申請者の負担軽減、士業者の確認、自己保管等による添付書類の省略、バックオフィス連携による添付書類の提出省略、添付書類のオンライン提出の拡大等	① 不動産登記令第9条、第11条、不動産登記規則第36条、第37条、第44条により、一部の添付情報の提供を省略することができることとしている。 ② 商業登記法第54条第2項第2号、第55条第1項第3号、第80条第5号、商業登記規則第37条、第103条第2項等により、一部の添付書面の提出を省略することができることとしている。	
③ 申請システムの使い勝手の向上等	申請システムの使い勝手の改善、ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実、申請システムの安定運用・効率化等	① 登記情報提供システムについて、更なる機能向上を図るほか、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、利用時間の拡大を図る（平成24年度）。（資料1参照） ② 登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについて、LAN環境等により複数人で共同して申請情報又は請求情報の作成が可能となるように、機能改善を行う（平成24年度）。（資料2参照） ③ 登記・供託オンライン申請システム又は登記情報提供サービスのシステムダウンに備え、業務代行システムの構築を行う（平成25年度までに）。（資料3参照）	①② パブリックコメント等により提出された意見・要望等のうち、システムの利便性の向上等に関する案件については、その優先度に応じて機能改善を行う。 ③ 業務を代行するバックアップシステムが存在しないことによるサービス全停止というリスクの解消を図る。
④ オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	手続の特性等に応じた認証方式の再点検、士業者による代理申請時における申請者の電子署名の省略等	① 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている。 ② 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人である会社等の代表者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている。	
⑤ バックオフィス業務の見直し	申請等の受付から応答までの処理時間の短縮、申請者の希望する場所での証明書等の受取や手続の実施等	① 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としている。 ② 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている。	
⑥ 経済的インセンティブの向上等	オンライン利用の場合の手数料の軽減等、手数料の納付方法の見直し等	オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安価となっている。	
⑦ 広報・普及啓発	利用者の属性、手続の特性等を踏まえた効果的・重点的な普及啓発等	ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請（請求）制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請の利用促進に努める。	
⑧ その他	企業等におけるオンライン利用の普及拡大等、国等におけるオンライン利用の拡大、アクセス手段の多様化、申請等に係る情報提供の充実、東日本大震災への対応状況等	① 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している。 ② 国の行政機関、地方公共団体に対して、オンライン申請の積極的な利用を要請している。	
備考			

登記関係手続(5手続)のオンライン利用促進方策

役割

登記関係手続

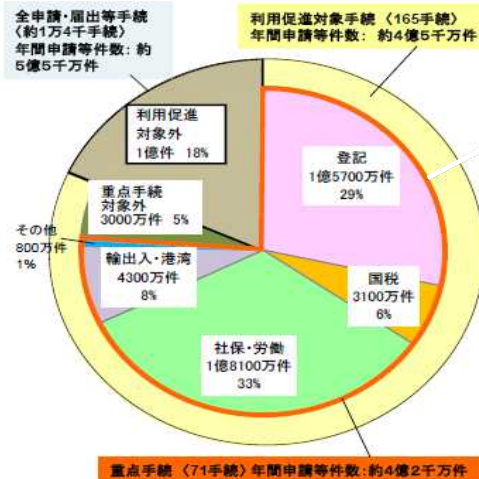
- ・不動産登記の申請
- ・不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・商業登記(株式会社)の申請
- ・商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

- 不動産登記 : 不動産に係る権利等を公示する制度
- 商業法人登記 : 会社法等の規定に基づき登記すべき事項を公示する制度
- 成年後見登記 : 成年後見人等の権限等を公示する制度

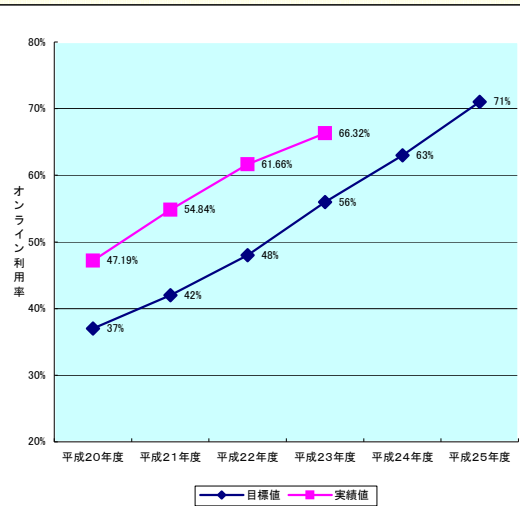
取引の安全と円滑に資する

登記関係手続の現状

登記関係手続の利用状況



登記関係手続のオンライン利用状況



○国の手続の中で最大規模の手続

登記に関する申請等件数は、国の行政手続全体の約3割を占める。

○オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部決定)に基づき、オンライン化を推進

業務プロセス改革計画(案)の概要

○新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)

国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため、業務プロセス改革を行う。

業務プロセス改革計画(案)

主な成果指標・目標

成果指標	基準値(現状)	目標(達成時期等)
オンライン申請に要する時間	主たる利用者である司法書士及び土地家屋調査士の団体である日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に、オンライン申請(情報入力)に要する平均的な時間について確認をしたところ、その申請(請求)内容によって、申請(請求)情報の入力に要する時間が区々であることから、平均的な時間を算出することは困難であった。	今後も、引き続き利用者の意見を取り入れ、申請(請求)情報の入力に要する時間の効率化に努めてまいりたい。
オンライン申請に係る利用者の満足度	満足度76%(平成22年度)	基準値以上(平成25年度)
業務処理に要する行政コストに関するもの	1件当たり:28円(平成23年7月)	基準値より減少(平成25年度)
業務処理に要する時間や業務量に関するもの	1件当たり:0.000067人(平成23年7月)	基準値より減少(平成25年度)
磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率	61.66%(22年度)	71%(平成25年度)

取組の基本的な考え方等

登記関係手続のオンライン申請(請求)は、利用者の利便性の向上に資することから、オンライン申請の利用促進を図る。

今後の取組事項等

- ① 登記情報提供サービスの利用時間拡大等(資料1参照)
- ② 登記オンライン申請の利便性の維持・向上等(資料2参照)
- ③ オンライン申請システムの業務継続性の確保(資料3参照)

登記情報提供サービスの利用時間拡大等

◆国民本位の登記行政の実現のための対策◆

新たな情報通信技術戦略(平成22年5月)

1. 国民本位の電子行政の実現

2020年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週7日24時間、ワンストップで行えるようにする。

現状と問題点

(利用状況)

・平成22年度利用件数実績: 6, 861万件(前年度比15%増)

提供時間拡大の要望

0 25 50 75 100

意見募集(H22.2)の結果、休日を含むサービス時間の延長の要望は75%にのぼる。

データ量制限の緩和の要望

商業登記情報の上限値
300KB、登記事項数200

登記事項の多い金融機関、監査法人等の登記情報を確認するには、登記所に出向く必要があり、改善の要望が多い。

対応策

●サービス提供時間の延長

- ・平成12年 9月～: 平日午前8時30分から午後5時まで
- ・平成14年10月～: 平日午前8時30分から午後7時まで
- ・平成20年 1月～: 平日午前8時30分から午後9時まで

利用件数

年間	13万件(12年度)
年間	522万件(14年度)
年間	5, 140万件(20年度)
年間	6, 861万件(22年度)

① 更なるサービス提供時間の拡大へ

●提供可能なデータ量制限の緩和

- ・平成24年 2月～: 不動産登記情報は原則データ量制限撤廃

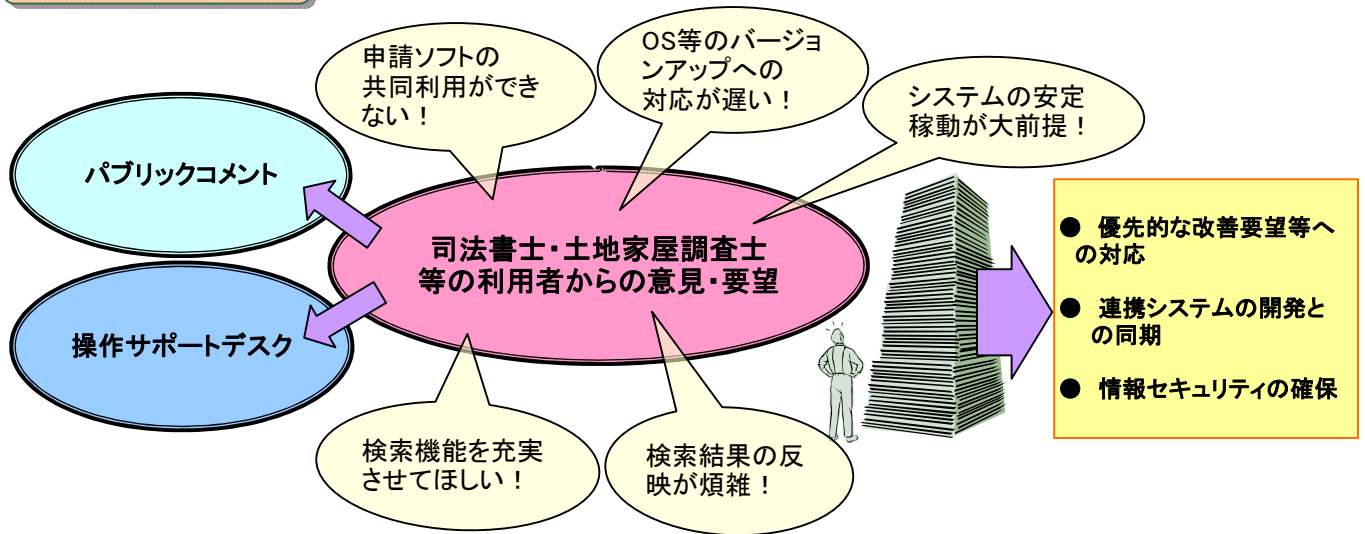
② 法人登記情報も原則データ量制限撤廃へ

<効果>

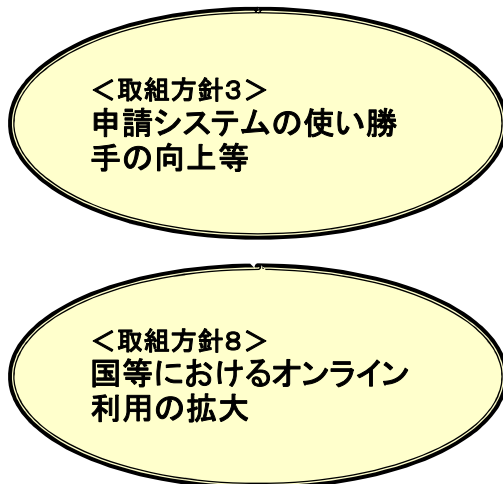
- ★取引機会の拡大
- ★経済活動における負担軽減
- ★経済取引の活性化

登記オンライン申請の利便性の維持・向上等

現状と問題点

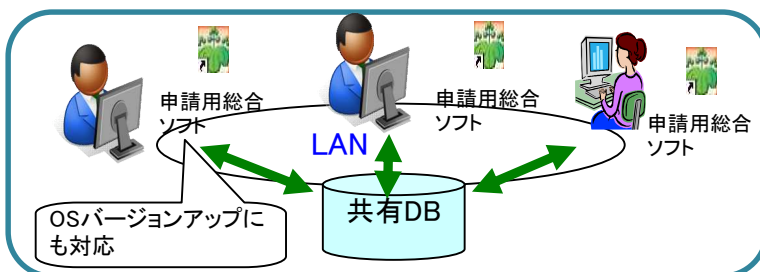


対応策

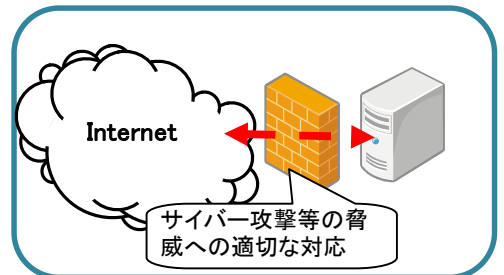


- ①申請用総合ソフトの維持・改善
 - ・申請人オフィスでの共同作業の実現
 - ・Windows8, IE10へのバージョンアップ対応
- ②オンライン登記情報検索サービスとの連携対応
 - ・底地から建物検索／地番等の枝番一覧表示
 - ・検索結果からシームレス申請連携
- ③セキュリティ監査等に基づく適切な対応
- ④LGWAN・霞ヶ関WAN利用によるオンライン囑託

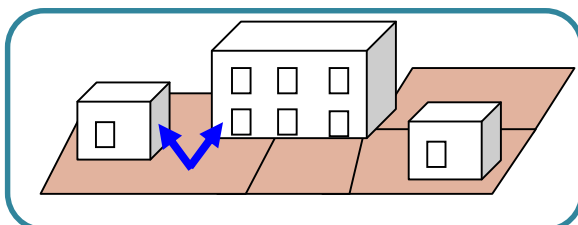
●申請手続をオフィス内で分業可能に(①)



●セキュリティ監査等対応(③)



●底地から建物を検索可能に(②)



●検索結果を請求書に直接反映(②)

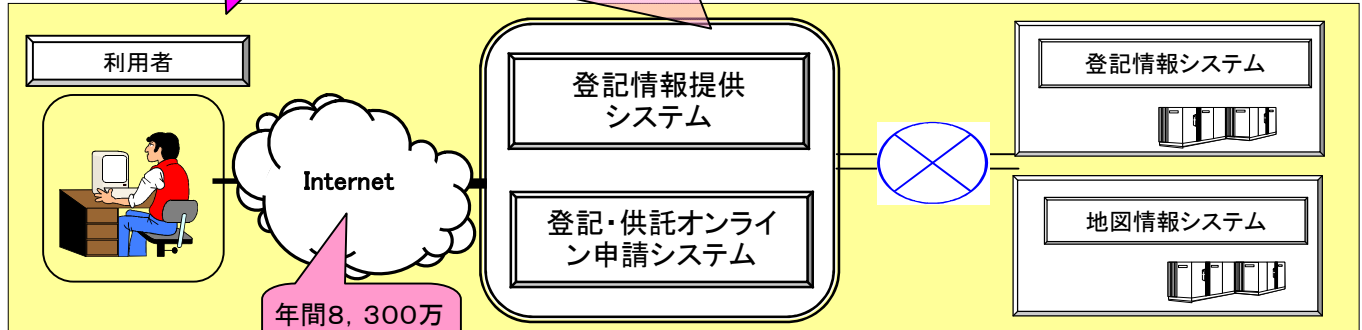


オンライン申請システムの業務継続性の確保

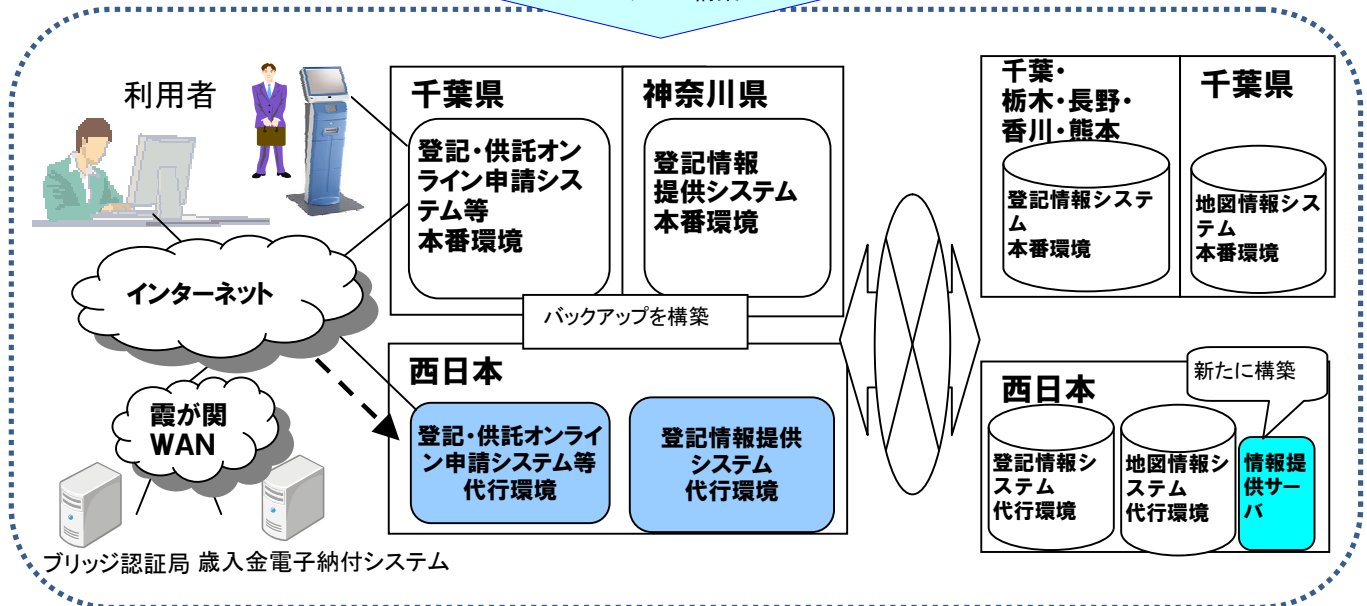
課題

今や、申請等の過半数がインターネットを利用！

オンライン申請用システムに
バックアップシステムが存在しない。



バックアップ システムの構築



問題点と対策

オンライン申請用システムの被災・障害時には、全国規模で経済取引が停止する。

【主な影響】

●オンライン登記行政サービスの停止

- ・オンラインによる登記申請や証明書の請求ができない・・・年間1,500万件
- ・申請対象物件のオンライン検索が利用できない・・・年間2,000万件超
- ・登記情報提供サービスが利用できない・・・年間6,861万件

●重要データの喪失のおそれ

- ・オンラインによる申請情報等の重要データが失われるおそれ

経済取引活動
の停止を招く
甚大な影響

【対策】

登記・供託オンライン申請システム及び
登記情報提供システムの代行システムを整備する。

- ・システムの被災・障害時でもサービス継続が可能
- ・システムが保持する重要データの保全が可能

経済活動の
安全と円滑の
確保

業務プロセス改革計画の概要

府省名：法務省

手続分野名	輸出入・港湾関係手続		手続数	2
主な手続	乗員上陸許可申請関係手続 ①乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請 ②船舶の長による乗員名簿の提出等		主たる利用者	船舶代理店
成果指標 ・目標 (※様式3に記載された全ての指標を記載ください。)	①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に係る満足度 利用者のオンライン申請に係る情報入力に要する時間	— — (府省共通ポータルにおいては、港湾関連の申請等については他省庁と情報を共用していることから、当局のみの平均的な時間を算出することは困難である。)	約90%の利用率があり、特段の不满等もないことから、現状の維持に努めることとし、民間利用者との意見交換の中で意見、要望を受けた場合はそれらを検討し、必要に応じてプログラムの改善に資することにより国民の利便性を向上させる。 平成20年10月12日から運用を開始した府省共通ポータルは、港湾関連手続の簡素化・迅速化のため、関係省庁の共通入口として、利用者ID・パスワードの統一、申請画面・入力方法等の統一、各システムからの情報提供窓口の一元化、システム利用申込窓口の一元化を図り開発されたものである。 約90%の利用率があり、特段の不满等もないことから、現状の維持に努めることとし、利用者からの要望等については、NACCS及び関係省庁への協議も含め検討する。
	②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請1件当たりの費用 事務処理時間	69円(H22年度) (①、②及び同一システムにより処理を行っている「船舶の長及び運送業者による入港通報」件数も含む) 持参又は郵送：2分 オンライン：20秒 (H20年10月の府省共通ポータルとの連携開始から現在までほぼ同じ時間)	今後ともオンライン利用率の維持に努めることにより、現状の費用対効果を下げることがないよう努める。 入力作業、許可書作成等に係る時間については、すでに十分な削減がなされ、適正な事務処理を維持しつつ事務の効率化を実現しているところ、今後も基本様式4に掲げる取り組みを維持し、今後、利用者の要望や費用対効果等を踏まえ、継続的に検討する。
	③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	オンライン利用率	①90.67% ②98.79% (H22年度)	オンライン利用率の維持に努める。
	④その他			
取組の基本的な考え方等	現在のオンライン利用率の維持			

主な視点	取組事項及び実施時期	今後の課題・ユーザー要望等
①手続の必要性の見直し	申請等の行為の不要化、関連する手続との統合、手続を行う 該当なし	乗員上陸許可の手続は、観光客等の上陸審査と比べても査証を取得

	頻度・回数の軽減、許認可等の有効期間の延長、提出期限の見直し等		する必要がないなど、インセンティブがある手続である。テロ対策等国民の安全安心の面から考察しても、乗員に係る上陸審査は必要な手続である。
②申請に必要な書類の削減・簡素化	申請書等の簡素化、添付書類の提出に係る申請者の負担軽減、士業者の確認、自己保管等による添付書類の省略、バックオフィス連携による添付書類の提出省略、添付書類のオンライン提出の拡大等	府省共通ポータルとの連携により、1度の入力で一括して書類を提出できる手続の範囲を拡充している(平成20年10月の府省共通ポータルの運用開始から実施し、現在継続中)。	
③申請システムの使い勝手の向上等	申請システムの使い勝手の改善、ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実、申請システムの安定運用・効率化等	既存の民間利用者との意見交換の場を利用した要望の把握に努める(随時実施)。	現状において、利用者からの特段の要望等はない。
④オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	手続の特性等に応じた認証方式の再点検、士業者による代理申請時における申請者の電子署名の省略等	該当なし	現在、ID及びパスワードで本人確認を行っている。ID及びパスワードは、(株)輸出入・港湾関連情報処理センターが契約時に会社等を確認して発給している。そのため、今回の業務プロセス改革に該当する見直しはない。
⑤バックオフィス業務の見直し	申請等の受付から応答までの処理時間の短縮、申請者の希望する場所での証明書等の受取や手続の実施等	該当なし	
⑥経済的インセンティブの向上等	オンライン利用の場合の手数料の軽減等、手数料の納付方法の見直し等	手数料は無料である(手続開始以来無料であり、現在継続中)。	
⑦広報・普及啓発	利用者の属性、手続の特性等を踏まえた効果的・重点的な普及啓発等	システムの運用開始から、研修・会議等やホームページ等を活用して広報活動を行ってきたこともあり、船舶代理店等の利用者及び職員への周知は一定の効果が得られていると考えているところであるが、今後とも現在の利用率を維持及び向上させるため、啓発活動を行っていく(ホームページ掲載については通年、研修・会議等については随時実施)。	現状において、90%以上のオンライン利用率を達成しているところであるが、今後ともオンライン利用率の維持及び向上のため、啓発活動を継続していく。
⑧その他	企業等におけるオンライン利用の普及拡大等、国等におけるオンライン利用の拡大、アクセス手段の多様化、申請等に係る情報提供の充実、東日本大震災への対応状況等	該当なし	
備考			